



# 中部ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 7 年 5 月 9 日

中部ブロック<sup>(※)</sup>の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中部ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

## 【中部ブロック取決事項】

### 医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	経皮的シャント拡張術・血栓除去術に末梢血管用ステントセットの算定については、原則として認められない。	末梢血管用ステントセットの材料定義は「四肢の血管拡張術を実施する際に、末梢血管(頸動脈、冠状動脈、胸部大動脈及び腹部大動脈以外の血管)内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用するステントセット(デリバリーシステムを含む。)であること。」とあり、対象は動脈である。 以上のことから、経皮的シャント拡張術・血栓除去術に末梢血管用ステントセットの算定については、原則として認められないと判断した。	適用診療月 令和 7 年 8 月
2	腹腔鏡下鼠経ヘルニア手術における組織代用人工繊維布(ヘルニア修復・胸壁補強用)と合成吸収性癒着防止材の併算定は、原則として認められる。	腹腔鏡下鼠経ヘルニア手術において組織代用人工繊維布(ヘルニア修復・胸壁補強用)は、ヘルニアの修復を目的に使用される。また、合成吸収性癒着防止材は、腹腔内の腹膜切開部位等の腹膜癒着防止を目的に使用される。 以上のことから、両材料は使用目的及び使用部位が異なり、併算定は原則として認められると判断した。	適用診療月 令和 7 年 8 月

本件に関する問合せ先

中部審査事務センター

No.1に関して

内科・歯科審査室内科審査課

(TEL:052-854-7833) 早坂

(TEL:052-854-6804) 川端

No.2 に関して

外科・混合審査室脳外科・外科審査課

(TEL:052-854-6788) 小林

(TEL:052-854-7851) 橋本